

体調不良の欠席者が多く受験者はこれまでで最低の24人、平均点も最低の約6.8点でした。債権総論は、議論が抽象的で難解なところが少なくありません。ここが踏ん張りどころです。

01 120万円を貸すときに、利息を30万円と定めて、この分を事前に差し引き、借主に90万円を渡したとき、~~120万円~~ ~~の上限利息年15%・18万円を超える分は元本に充当され、借主は1年後に102万円を返還すればよい。~~

これは120万円を元本とした計算なので誤り。利息制限法2条は計算上の元本90万円を基準に最高制限利率18%を乗じた16万2000円が取れる利息の上限としており、それを越えて天引により支払った額13万8000円は、法律上の元本120万円に充当され、借主は、106万2000円を返還しなければなりません。約半数の人が不正解で、「借主は102万円のみを返還すればよい」という部分のみを指摘している答案が多く見られましたが、この部分を指摘するのみでは不十分であるため、このような答案については、不正解としました。

02 ~~特約がなければ、利息には利息は付かない。~~

405条により、組入3要件が充たされますと特約が無くても重利（複利）を取ることがができるため、誤りです。3割以上が不正解でした。正しい文章と考えているようです。

03 判例・通説によれば、制限種類物ではない種類売買の場合の債務が取立債務である場合において、買主が取立てに出来ないとき、売主は、買主が取りに来ればいつでも給付できる旨を告げて受取を催告すれば、履行遅滞の責任を免れ、手元にある物すべてが売主の帰責事由なく滅失すれば、~~買主は何も受け取れなくても代金を支払わなければならない。~~

債務者が引渡場所を指定し、引渡し準備をして言語上の提供をして履行遅滞責任は免れても、それだけでは401条2項の「必要な行為の完了」とはいえない（最判昭30・10・18民集9巻11号1642頁・PⅡ3）とされています。目的物を分離しないと対価危険は移転しません。それゆえ、手元にある物すべてが売主の帰責事由なく滅失しても、売主は代替りの物の調達義務を負い、買主はそれと引換えでなければ代金の支払いを拒絶できます。約半数の人が不正解で、「履行遅滞責任を免れ」という正しい部分を誤って消している答案が多かったです。

04 一定金額を支払う金銭債務の債務者は、特別の法の規律や特約がなければ、約束した金額を支払うことで免責されるが、~~事情変更の原則が適用される場合は増額評価がされるという最高裁判例がある。~~

前段は、正しい。金銭債務（金額債務）の名目主義と呼ばれます。最高裁で事情変更の原則により金額の再評価を認めた例はありません（否定例として、最判昭36・6・20民集15巻6号1602頁・PⅡ4）。6割以上が不正解でしたが、それは、「最高裁判例がある」という部分のみを誤りとしている答案が相当多く見られたところ、このような答案は否定している範囲が不明確であるため不正解としたからでしょう。

⑤ 制限種類債務の債務者は、その制限種類物から給付すれば足り、それを善管注意義務をもって保管していたのであれば、品質が悪くなったものを給付しても債務不履行にはならない。

制限種類物では、たとえば、ワインセラーにある年代物のワインの売買の場合、売主は、制限されたセラー内のワインから給付すればよい義務を負うだけです。市場のワインの調達義務までは負いません。セラー中のワイン全部が善管注意義務をもって保管していたのに酢に変わってしまったとか、全体に味が良くななくても、売主は債務不履行責任を負

いません。

- ①6 特定物の売主に善管注意義務の違反があり、目的物が損傷・滅失すれば、債務不履行責任が生じる。善管注意義務違反なく目的物が損傷・滅失した場合には、判例や伝統的な見解によれば、売主は損傷・滅失した状態で引き渡せば債務不履行責任を負わず、追完や修繕義務も負わない。

正しい。瑕疵担保責任の性質に関する法定責任説の純粹型では、特定物の損傷・滅失に帰責事由があれば債務不履行責任が生じるが、帰責事由（やかましくいうと本問の善管注意義務違反とまったく同じかどうかには議論がありえます）がなければ、現状引渡しで債務の履行に問題はなく（483条）、追完や修繕の義務を負わないとされています。

- 07 判例によれば、利息制限法の上限利率を超えたことを知らずに支払った借主は、~~過払分の返還を直ちに請求できる~~。

利息制限法に関する判例は、まず、制限超過利息は元本に充当され（最判昭39・11・18民集18巻9号1868頁）、元本も消滅したら、過払い分を不当利得として返還請求できる（最大判昭43・11・13民集22巻12号2526頁）とするものですから、元本が残存しているときには、返還請求は認められません。

- ①8 一定金額を支払う金銭債務には履行不能がなく、債務者は履行遅滞について免責を主張できない。

402条1項・2項で、通貨で支払うことには不能は考えられません。419条1項・3項で、金銭債務の履行遅滞については、不可抗力も抗弁とできず、債務者は、遅延損害金を支払わなければなりません。3割以上の方が不正解でした。後半部分（「債務者は履行遅滞について免責を主張できない」）を誤りとしている答案が多かったです。条文問題なので超基本であるうえ、金銭債務の特質なので、しっかり反省してください。

- 09 現金価格10万円の商品を10回の均等分割払いで買い物をし、各月の支払額が11000円であれば、1000円分は~~利息制限法の適用される利息である~~。

利息とは「元本債権の所得として、元本額と存続期間とに比例して一定の利率により支払われる金銭その他の代替物」と定義されています。設例の各月の1000円は、元本利用の対価とは言えず、利息ではありません。さらに、クレジット契約は、金銭消費貸借契約ではなく、立替払金契約に基づく信用供与契約なので、利息制限法は適用されません。

- 10 ~~代替的な特定物は存在しない~~。

代替物・不代替物は、社会通念に基づく客観的な物の区別なので、大量生産される商品は、通常、代替物です。一方、特定物・不特定物（＝種類物）は、契約当事者の主観的な物の区別なので、たとえば、新品の電化製品でも、在庫1台限りの特価売買契約では、特定物だと解されます。「種類債権の特定が生じた場合には特定物債権になる」との趣旨のコメントを記載した答案がありました。その命題自体誤りであり、理由を正しく理解していないことになるので、この答案は不正解としました。

なお、本問の正答率は9割以上でした。やはり短い文章にすると、最後に持ってきて判断が一瞬でできるので、出来がよくなりますね。